

## 岐南町放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル実施要領

### 1 募集の目的

岐南町（以下「町」という。）では、放課後児童健全育成事業（以下「学童保育事業」という。）の運営について、より充実したサービスの提供を目的として、最新の知識と技術、更には豊富な経験を有する民間事業者による事業運営を委託するために事業者の募集・選定を行う。

なお、本要領は、岐南町プロポーザル方式等実施要綱（平成 27 年岐南町告示第 3 号）に基づき作成、公表するものである。

### 2 事業の概要

- (1) 事業の名称
- ア 岐南町放課後児童健全育成事業業務委託（西小学童保育）
  - イ 岐南町放課後児童健全育成事業業務委託（東小学童保育）
  - ウ 岐南町放課後児童健全育成事業業務委託（北小学童保育）
  - ※ 上記 3 地区の学童保育ごとに受託者を募集する。  
複数の事業に応募することを可能とする。
- (2) 業務目的 就労等により保護者が家庭にいない小学生を対象として授業終了後や学校の長期休業日に、家庭に代わる生活の場として遊びや集団生活の指導等を通じて児童の健全育成・安全確保を図る。
- (3) 業務内容 放課後児童健全育成事業  
詳細は岐南町放課後児童健全育成事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照。
- (4) 業務場所 仕様書に記載する岐南町内の放課後児童クラブ（以下、「学童保育」という。）
- (5) 契約期間 契約日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで  
(履行期間) 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日  
ただし、契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間は、業務実施準備期間とする。

### 3 参加資格要件

参加表明者は、次の各号を満たしていること。なお、受託業務開始前及び開始後において資格を失効又は取得できず、町が委託を取り消すこととなった場合は、損害の賠償を請求する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。

- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条、及び第 180 条の 5 に該当しない法人であること。
- (4) 法人として児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の法令違反の経歴がないこと。  
（行政機関による定期監査等で指摘を受けた軽微なもの又は既に改善されている場合を除く。）
- (5) 岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（昭和 61 年 12 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (6) 岐南町建設工事請負契約に係る資格停止等措置要領（平成 9 年 7 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (7) 岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年 9 月 30 日決裁）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- (8) 岐南町内に本部機能を置く社会福祉法人若しくは特定非営利活動法人又は岐阜県内で学童保育の運営若しくは地方公共団体からの委託業務を行ったことがある法人格を有する団体であること。

#### 4 参加表明者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加表明者となることはできない。

- (1) 国税及び地方税を滞納している者
- (2) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条（私的独占又は不当な取引制限）又は第 8 条第 1 号（一定の取引分野における競争を実質的に制限）に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団に該当する者
- (4) 法人として反社会的団体又はその団体や構成員の統制の下にあること。

#### 5 失格要件

参加表明書等を提出してから受注候補者が特定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
- (4) 見積額の上限に定める額を超えて、提案を行った場合
- (5) 参加表明書等若しくは提案書類等について、又は審査過程において虚偽が判明した場合
- (6) 本プロポーザルの審査委員会の委員及び事務局関係者に直接・間接を問わず、助言を求め、又は不正な接触を行った場合
- (7) ほかの参加表明者に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求め、又は接触を行

った場合

- (8) 参加表明者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (9) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (11) その他、著しく信義に反する行為があった場合

2 前項の場合、その理由を付して文書で通知するものとする。

## 6 参加に関する留意事項

- (1) 参加表明者は、参加表明書等の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 提案書等は、提出期間内に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず応募書類の返却はしない。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。
- (4) 参加に関して必要な費用は、参加表明者の負担とする。
- (5) 参加表明書等及び提案書等（以下「応募書類」という。）の著作権は、参加表明者に帰属する。ただし、採用した応募書類の著作権は、町に帰属する。採用・不採用に関わらず、町は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できる。
- (6) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (7) 町が必要と認める場合は、提案内容の真偽について調査することがある。
- (8) 参加表明後に辞退する場合は、理由を付した辞退届（任意様式）を提出すること。
- (9) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、岐南町情報公開条例（平成12年岐南町条例第15号）に基づき、応募書類を公開することがある。

## 7 スケジュール

項目	日程
公告	令和3年10月15日（金）
質問受付期間	令和3年10月18日（月）～10月22日（金）
質問回答	令和3年10月29日（金）
参加表明書等提出期間	令和3年10月15日（金）～11月4日（木）
参加資格確認通知書発送	令和3年11月9日（火）
提案書等提出期間	令和3年11月11日（木）～11月22日（月）
現地見学会	令和3年11月中旬
第1次審査（書類審査）※	令和3年11月下旬頃

結果通知書送付	令和3年11月29日（月）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和3年12月上旬頃
結果通知書送付	令和3年12月中旬頃
業務仕様についての協議	令和3年12月中旬～12月下旬
契約	業務仕様についての協議後

※提案書等の提出者が少数の場合は、省略する場合がある。

その場合は、第2次審査で書類審査を併せて実施する。

## 8 参加表明書等

本プロポーザルへの参加表明者は、下記の通り書類を提出すること。

※ 複数の事業に応募する場合は、応募する事業それぞれの分の参加表明書等を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）

イ 法人等概要書（別紙様式1）

ウ 役員名簿（別紙様式2）

エ 学童保育の運営実績（別紙様式3）

※ 運営実績がない場合は、提出不要

オ 申立書（別紙様式4）

カ 直近3年分の国税（納税証明書その3の3）及び地方税（法人住民税及び法人事業税）の納税証明書（本社・本店分のみ提出。ただし、支社・支店が参加表明する場合は、支社・支店分を含む。）

※提出日前3か月以内のものに限る

※3年分提出できない場合は、提出できる範囲内で提出すること。

※納税義務がない場合は、理由を付した書類を提出すること。

キ 登記事項証明書

・履歴事項全部証明書又は全部事項証明書

ク 定款

### (2) 提出期間

令和3年10月15日（金）から令和3年11月4日（木）まで（必着）

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限必着）

持参の場合は、必ず事前に岐南町健康推進課に電話の上、来庁してください。

### (4) 提出先

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町福祉部健康推進課

TEL : 058-247-1344

(5) 参加資格の確認及び結果の通知

「(1) 提出書類」により、参加資格要件を満たしているかについて確認し、その結果を「公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書(様式第2号)」により、令和3年11月9日(火)までに発送する。

なお、参加資格要件を満たすことができなかった参加表明者に対しては、理由を記載し通知する。

## 9 質問等

本実施要領その他関係資料の内容について質問がある場合は、次のとおり受付し、回答する。なお、軽微な事項(実施要領や仕様書の記載内容の確認等)については、その都度回答することがある。

(1) 質問の提出方法

質問事項等を記載した質問書(別紙様式5)を健康推進課宛に、FAX又は電子メールにて提出すること。

送信時には、必ず電話で受信の確認を行うものとする。

口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期間

令和3年10月18日(月)午前8時30分から令和3年10月22日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出先

岐南町福祉部健康推進課

TEL : 058-247-1344

FAX : 058-247-1488

Mail : kenkousuisin@town.ginan.lg.jp

(4) 回答方法

FAX又は電子メールにより、全参加表明者へ回答する。

(5) 回答日

令和3年10月29日(金)

## 10 提案書等

参加資格要件を満たすことができた参加表明者は、次の書類を提出すること。

複数地区の学童保育に応募する参加表明者は、各地区分を提出すること。

(1) 提出書類

「20 提案書等一覧」の表に掲げる書類

(2) 提出期間

令和3年11月11日(木)から令和3年11月22日(月)午後5時まで(必着)

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便、期限必着)

持参の場合は、必ず事前に岐南町健康推進課に電話の上、来庁してください。

(4) 提出先

8(4)に同じ

(5) 提出部数

製本7部(正本1部・副本6部)

- ・A3、A4版で作成・印刷し、本町指定様式を必ず用いること。
- ・フラットファイルに綴じ込みを行うこと。
- ・巻頭に目次を添付すること。
- ・各様式における記述用紙及び参考資料の下部余白にページ番号を記すこと。
- ・フラットファイルにおいて各資料の綴じ込み位置が一覧して識別できるよう、「18.応募書類一覧」における表中の番号欄の数字をインデックスに記し、各資料の右側に貼付すること。

## 11 現地見学会

(1) 日時

令和3年11月中旬予定

(2) 場所

① 東町民センター

岐阜県羽島郡岐南町野中1丁目121番地

② 西町民センター

岐阜県羽島郡岐南町みやまち4丁目125番地

③ すこやかセンター

岐阜県羽島郡岐南町八剣5丁目114番地

(3) その他

- ・現地見学会の日時及び場所は変更になる場合があります。
- ・現地見学を希望される場合は、現地見学会参加申込書(別紙様式17)をFAXで提出し、送信時には必ず電話で受信の確認を行うこと

※提出先

岐南町福祉部健康推進課

TEL: 058-247-1344

FAX: 058-247-1488

## 12 審査委員会

本公募型プロポーザルの審査は、岐南町放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル審査委員会が行う。

### 13 審査手順

#### (1) 第1次審査（書類審査）

- ア 審査委員会は、参加申込書等及び提案書等について、「(3) 審査基準・採点基準」に示す審査基準に従って評価を行い、採点する。
- イ 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）を行う。
- ウ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和3年11月29日（月）までに、FAXで通知する。

※提案書等の提出者が少数の場合は、第1次審査を省略する場合がある。

その場合は、第2次審査で書類審査を併せて実施する。

#### (2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

提案者ヒアリングとして、提案者による提案内容の説明（以下「プレゼンテーション」という。）と審査委員会によるヒアリング審査（以下「ヒアリング審査」という。）を行う。

ア プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施方法

プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番については、町が指定することとし、各提案者の持ち時間は次のとおりとする。

プレゼンテーション：20分以内 ヒアリング審査：20分以内

イ プレゼンテーションにおける提案方法について

プレゼンテーション時において、追加資料の提出は認めないが、パソコン及びプロジェクター（映写機）等を通して、スクリーンに提案内容の画像等を投影し、プレゼンテーションを行うことができる。また、プレゼンテーションでは、すでに提出した提案書等の提案内容から変更することはできない。

ウ プレゼンテーション時における機器の貸出しについて

スクリーンの貸出しは行うが、パソコン及びプロジェクター（映写機）等は事業者が持参し、環境設定等は自らが行うこと。

エ プレゼンテーション及びヒアリング審査の内容は、町がICレコーダー等で記録するものとする。

ただし、記録内容については、非公開とする。

#### (3) 審査基準・採点基準

審査における評価項目、評価基準、配点、及び採点基準は、別表のとおりとする。審査委員会は、別表に従い評価を行い、採点し、各審査委員会委員が採点した総点数を合計した点数（総合点）により、各提案者の順位を決定する。当該順位については、審査委員会は町長に報告する。

#### (4) 評価及び選定結果等の公表

町長は、審査委員会の報告に基づき、受注候補者を特定する。選定結果は全提案者に「公募型プロポーザル方式結果通知書（様式第5号）」にて通知する。選定結果の通知後に、受注候補者の名称、総合点を町ホームページ等で公表する。

(5) その他

最も高い総合点を獲得した者が複数ある場合は、「収支計画書（見積書）（別紙様式 16）」（以下「収支計画書」という。）における「2. 見積金額（3年間総額）」の金額が最も安価な者を第1位とする。

なお、見積金額についても同額の場合は、その見積金額の範囲内で、収支計画書を再提案させ、再提案された見積金額が最も安価な者を第1位とする。

14 支援員等の要件について

仕様書に掲げる支援員等の配置基準及び資格要件を満たすこと。

15 見積額の上限

本事業の運営に要する各年度の委託料の上限は下記のとおりとする。

なお、収支計画書については、仕様書及び時間区分における児童の在室予測表に則り、作成すること。

年度	西小学童保育	東小学童保育	北小学童保育
令和4年度	17,178,000円	18,271,000円	17,796,000円
令和5年度	17,178,000円	18,271,000円	17,796,000円
令和6年度	17,178,000円	18,271,000円	17,796,000円
合計	51,534,000円	54,813,000円	53,388,000円

※本事業は消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第7号口の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条（定義）に規定する社会福祉事業に該当することから非課税取引となる。また、応募段階で上記の各年度の委託料の上限額を超える見積金額（収支計画書「2. 見積金額（3年間総額）」の【年度内訳の金額】）の提案があった場合は、その段階で失格とする。

16 契約の締結

- (1) 2次審査の最高得点者を本業務の受注候補者とし、契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約交渉が不調のときは、次に総合点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。
- (3) 受注候補者に特定された場合においても、契約交渉が不調のとき又は5 失格要件に該当することが判明した場合若しくは提案内容に虚偽の記載や重大な瑕疵が判明した場合は、他の者を受注候補者とすることができる。
- (4) 受注候補者で、岐南町契約規則（昭和41年岐南町規則第5号）第21条の2に規定する入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に未登録の者、又は当該業務に対応するとして定めた種目について登録が認められていない者は、契約締結時までに資格者名簿に登録されること。
- (5) 契約締結については、受注候補者の提案書等を基に協議を行い、必要な範囲内において変更、追加及び削除を行った上で、本契約の仕様反映させることができるも

のとする。

- (6) 当初の契約においては、3年間は実施場所、児童数、支援の単位数等に大幅な変動がないものとして契約を締結することとする。

ただし、実施場所、児童数、支援の単位数等に大幅な変動がある場合又は物価の急激な変動等不可避な社会情勢の変動が生じた場合は、双方の協議により変更契約ができるものとする。

- (7) 予算が成立しなかった場合は、契約を締結しない。

## 17 業務実施準備期間

契約締結の日から令和4年3月31日までの間を業務実施準備期間とし、仕様書に定める委託内容を円滑に実施するため、支援員等の確保、保護者、岐南町内の各小学校、地域及びその他関係機関との連携体制の確立、組織体制（指揮命令系統等）の確立、備品等の確認、町及び現委託事業者からの引継ぎ等を行うこととする。なお、委託準備に要する費用は受注候補者が負担することとする。

## 18 提案書等一覧

番号	書類名	様式番号	提出
1	提案書等の提出について	別紙様式6	要
2	提案書表紙	別紙様式7	要
3	提案詳細書	別紙様式8	要
4	研修資料		要※1
5	支援員等配置表		要
6	要望・苦情受付窓口に関する周知文書		要※1
7	学童保育に係る各種マニュアル		要 ※1
8	令和2年度自己評価		要※1
9	収支計画書（見積書）	別紙様式9	要
10	法人定款		要
11	財務諸表又は決算書類 （貸借対照表、損益計算書、株主資本等連動計算書、キャッシュ・フロー計算書。株式会社でない場合は、法人形態によって作成が義務付けられている決算書類。）		要※2
12	事業者のパフレット		要※3

<注意事項>

※複数の事業に応募する場合は、応募する事業それぞれの分の提案書等を提出すること。

※1 該当する場合のみ提出すること。

※2 直近3事業年度分を提出すること。

また、監査証明又は作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って

処理されたことを証する書類を添付すること。

- ※3 事業者パンフレットの提出は、児童福祉法第6条の3第2項に規定する学童保育の運営実績に関するものが含まれているものとし、20枚（A4両面印刷可・40ページ相当）以内のものとする。

## 審査基準

評価項目		評価基準	配点
内容点	事業者の理念	・本業務に対する考え方 ・児童の人権への考え方 ・取り組む意欲	10
	経営状況	経営母体の財務の健全性・安定性	5
	運営実績	学童保育事業の運営実績	5
	受託体制	受託体制の確保	5
	管理運営	・人材確保の方策とその確実性 ・支援員等の配置計画 ・バックアップ体制	10
		・支援員等の雇用形態や待遇	5
		・支援員等の管理監督指導體制 ・支援員等の教育・研修計画	5
		個人情報管理	10
	事業内容	要望・苦情への対応	10
		・学童保育中の活動内容 ・学童保育日誌・育成支援の記録	20
		保護者との関わり	10
	安全・衛生管理	学校・地域等との連携	10
		児童の安全管理	10
		児童の衛生管理	10
業務実施準備期間	児童の虐待に係る対応	10	
	業務体制の整備	5	
価格点	提案価格	提案額の上限額との価格差に応じて傾斜配分	10
合計			150

※配点は、審査委員1人当たりの配点

採点基準	配点
創意工夫があり、特に優れた内容である	配点×1.0
優れた内容である	配点×0.8
平均的な内容である	配点×0.6
仕様は満たしているが、内容に乏しい	配点×0.4
提案ができていない、かなり劣っている	配点×0.0